# 改正物流効率化法について

令 和 7 年 5 月 物 流・自 動 車 局 物 流 政 策 課



#### 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

#### 背景·必要性

- ○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。
  - ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性(右図)。
  - ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
  - ・ 荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- ○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
- →以下の施策を講じることにより、物流の持続的成長を図ることが必要。

# 現状 2024年 2030年 34%

#### 改正法の概要

#### 1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

- ○①荷主\*1(発荷主・着荷主)、②物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。
  \*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- 〇上記①②のうち一定規模以上のもの(特定事業者)に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、 努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- ○特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。
- ※法律の名称を変更。
- ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

#### 【流通業務総合効率化法】

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>



【貨物自動車運送事業法】

バラ積み・バラ降ろしに よる非効率な荷役作業

パレットの利用による 荷役時間の短縮

#### 2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

# ○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。)等について記載した**書面による交付等**を義務付け\*<sup>2</sup>。

- ○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。
- ○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**\*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。
  \*2·3 下請関係に入る利用運送事業者に適用。

#### 3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

#### 【貨物自動車運送事業法】

- ○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者**選任と**講習**受講、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 〇国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】物流の持続的成長

【KPI】施行後3年で(2019年度比)

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

キョコ23時间/人別/M 16パーセント増加

1

# 荷主・物流事業者に対する規制的措置のポイント

荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等を図る。

#### すべての事業者

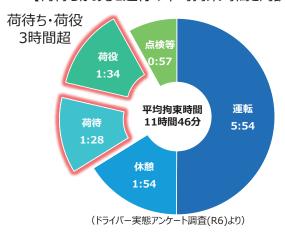
- ○①**荷主\***(発荷主、着荷主)、②**物流事業者**(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のた めに**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
  - \* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- ○上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

#### 一定規模以上の事業者

- ○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの(特定事業者)に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、 努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。
- ○特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。
- ※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。
- ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】 --【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置 |「判断基準 | 】 ---

【荷主等が取り組むべき措置の例】



| 取り組むべき措置 | 判断基準(取組の例)   |
|----------|--|
| 荷待ち時間の短縮 | 適切な貨物の受取・引渡日時の指示、<br>予約システムの導入等                      |
| 荷役等時間の短縮 | パレット等の利用、標準化、<br>入出庫の効率化に資する資機材の配置、<br>荷積み・荷卸し施設の改善等 |
| 積載効率の向上等 | 余裕を持ったリードタイムの設定、<br>運送先の集約 等                         |



バラ積み・バラ降ろしに よる非効率な荷役作業

#### パレット導入



パレットの利用による 荷役時間の短縮

# 新物効法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、本年4月1日より、新物効法に基づく運送・荷役等の効率化に向けた基本方針、荷主・物流事業者の努力義務、判断基準等を施行。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会·産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会·食料·農業·農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

## 基本方針のポイント ※本年(2025年) 4月1日施行

- (1)トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標
  - ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等 の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。
  - ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**(1人当たり年間125時間の短縮)
  - ② 5割の車両で、積載効率50%を実現(全体の車両で積載効率44%に増加)
- (2)トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策
  - ・ 国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施
  - ・ 国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援
- (3)トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し荷主・物流事業者等が講ずべき措置
  - ・ 積載効率の向上等 ・ 荷待5時間の短縮 ・ 荷役等時間の短縮
- (4)集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する 国民の理解の増進
  - ・ 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進 ・ 「送料無料」表示の見直し
  - ・ 返品の削減や欠品に対するペナルティの見直し
- (5) その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの 運送・荷役等の効率化の推進
  - ・ 物流に関わる多様な主体の役割(地域の産業振興やまちづくりとの連携、経済界全体での理解増進等)
  - ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提(中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透等)



休憩

1:28

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】

1:54 (ドライバー実態アンケート調査(R6)より)

# 荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント ※本年(2025年) 4月1日施行

〈荷主・物流事業者の判断基準等〉

○<u>すべての荷主</u>(発荷主、着荷主)、<u>連鎖化事業者</u>(フランチャイズチェーンの本部)、物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)(こ対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、これらの取組の例を示した判断基準・解説書を策定。

#### ① 積載効率の向上等

- ・複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、 帰り荷の確保等のための実態に即した リードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を 通じた発送量・納入量の適正化
- ・配車システムの導入等を通じた配車・ 運行計画の最適化等



地域における配送の共同化

#### ② 荷待ち時間の短縮

- ・トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散等
- ※ トラック予約受付システムについては、単に システムを導入するだけでなく、現場の実態 を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につなが るような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

#### ③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による 荷役等の効率化
- ・商品を識別するタグの導入や検品・返品 水準の合理化等による検品の効率化
- ・バース等の荷捌き場の適正な確保による 荷役作業のための環境整備
- ・フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減 と精卸し作業の効率化、等





パレットの利用や検品の効率化

- <荷主等の取組状況に関する調査・公表>
- ○荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①~③の**取組状況を把握**するとともに、これらの回答の点数の高い者・低い者も含め公表(点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する)。
- <物流に関係する事業者等の責務>
- ○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、<u>運送契約や貨</u>物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者についても、その取組方針や事例等を示すことを検討。 4

# 荷主(発荷主・着荷主)の判断基準・解説書の概要

# 積載効率の向上等

- トラック事業者が複数の荷主の貨物の積合せ等に積極的に取り組めるよう、**実態に即した適切なリードタイムの確保や荷主間の連携**に取り組むこと
- トラック事業者の運行効率向上のため、**繁閑差の平準化や納品日の集約**等を通じた 発送量・納入量の適正化や、配車システムの導入等を通じた**配車・運行計画の最適化** に取り組むこと
- 適切なリードタイムの確保や発送量・納入量の適正化ができるよう、**社内の関係部門** (物流・販売・調達等)の連携を促進すること等



リードタイムの確保

## 荷待ち時間の短縮

○ トラックが一時に集中して到着することがないよう、トラック予約受付システムの導入 や混雑時間を回避した日時指定等により、貨物の出荷・納品日時を分散させること (システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行 うこと) 等



ユニット検品

予約受付システムの活用

# 荷役等時間の短縮

- パレット、カゴ車等の輸送用器具の導入により、荷役等の効率化を図ること
- 貨物の出荷の際に、**出荷荷積み時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り**等を行うこと
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**トラックドライバーの負担軽減と積卸 し作業の効率化**を図ること
- ASNの活用、バーコード等の商品の識別タグの導入等により、**検品の効率化**を図ること
- バース等の荷捌き場を貨物の量に応じて適正に確保し、作業環境を整えること 等



検品の効率化

# 特定事業者の指定基準等のポイント ※ 来年 (2026年) 4月施行予定

<特定事業者の指定基準>

※合同会議取りまとめから抜粋

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる一定規模以上の事業者(特定事業者)について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

#### 特定荷主·特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上 (上位3,200社程度)

#### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上 (上位70社程度)

#### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上 (上位790社程度)

<中長期計画・定期報告の記載内容>

#### 中長期計画

- ○作成期間
- ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容 に変更がない限りは5年に1度提出
- ○記載内容
- (1)実施する措置
- (2) 実施する措置の具体的な内容・目標等
- (3) 実施時期等

#### 定期報告

- ○記載内容
- (1) 事業者の**判断基準の遵守状況**(チェックリスト形式)
- (2) 判断基準と関連した取組に関する状況(自由記述)
- (3) 荷待ち時間等の状況【荷主等】
- ○荷待ち時間等の状況の計測方法
- ・取組の実効性の確保を前提としてサンプリング等の手法を許容
- ・荷待ち時間等が<u>一定時間以内の場合には報告省略</u>が可能等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

- <物流統括管理者 (CLO) の業務内容> \*\*CLO : Chief Logistics Officer
- ○物流統括管理者は、ロジスティクスを司るいわゆるCLOとしての経営管理の視点や役割も期待されているため、<u>事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位</u>にある<u>役員等の経営幹部から選任</u>し、以下の業務を統括管理する。
- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正するための事業運営方針の作成や事業管理体制の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた事業計画の作成・実施・評価
- · 社内の関係部門 (開発・調達・生産・販売・在庫・物流等) 間の連携体制の構築や社内研修の実施等

#### 今後のスケジュール(想定)

▶ 2024年5月15日

物流改正法 公布

▶ 2024年6月~11月

第1回~第4回合同会議(規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ)

> 2024年11月27日

合同会議取りまとめを策定・公表

▶ 2025年1月·2月·3月

法律の施行①に向けた政省令の公布

▶ 2025年4月1日

#### 法律の施行①

基本方針

荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準

判断基準に関する調査・公表

特定事業者の指定に向け、 取扱貨物重量の把握

▶ 2025年秋頃(P)

判断基準に関する調査・公表の実施

2026年4月(想定)

#### 法律の施行②

特定事業者の指定

中長期計画の提出・定期報告

物流統括管理者 (CLO) の選任

等

▶ 2026年4月末 (P)

## 特定事業者の届出〜指定手続

→荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出** 

▶ 2026年10月末(P)

中長期計画の提出

▶ 2026年秋頃(P)

判断基準に関する調査・公表の実施

2027年7月末 (P) 定期報告の提出

定期報告に向けて

- 実施状況把握
- ・荷待ち時間等の計測